

ドクターへリによる救急医療提供体制確保のための支援を求める意
見書（案）

ドクターへリは、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果を上げている。本県は南北に長く、医療機関の約5割が和歌山市に集中していることもあり、近畿で初めてドクターへリの運航を開始した平成15年以来、運航回数は900回を上回り、年々搬送件数が増えていることからも、救急医療を支える資源として、欠かすことのできないものとなっている。

しかしながら、運航委託先である学校法人において、整備士不足による運航停止が継続的に発生しており、本県においては同法人に対して、早急な運航体制の改善を要請してきているところである。

ドクターへリ運航事業者においては、機体価格の高騰に伴い機体の新規購入や更新が難しくなっているとともに、運航に欠かせない操縦士や整備士の年齢構成は50歳以上が多くを占め、今後、高齢化による大量退職が見込まれている上に航空大学や専門学校などからの人員確保も難しい状況である。

本県においては、引き続きあらゆる手段により、救急医療提供体制の確保を図ることとしているが、国においても、ドクターへリによる救急医療提供体制を確保するため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 航空整備士・操縦士等、ドクターへリ運航に必要な人材に関して、養成、リソースの有効活用、業務の効率化、裾野拡大などの取組を着実に実施すること。
- 2 ドクターへリ運航事業者の安全かつ持続可能な運航体制の確保はもとより、事業参入を促進できるよう、機体調達や整備士確保に関し、機体価格や人件費の著しい上昇等を反映させた「ドクターへリ導入促進事業」の補助基準額となる十分な予算を確保するなど、財政支援を行うこと。
- 3 業界等が定める運航体制や運航従事者の経験資格に係る基準について、ドクターへリの安全かつ持続的な運航体制の確保を図る観点から、国においても議論を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

様

和歌山県議会議長 岩田 弘彦
(提出者)
鈴木 太雄
長坂 隆司
岩井 弘次
中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣